



経理の窓 11月号

平成23年11月1日号

来年のカレンダーや年賀はがきを手にとると、新年はもうじき。
これから本格的な冬、体調管理には、気をつけて過ごしたいものです。

今月の税務

法人 : 9月決算法人の確定申告と納付
個人 : 所得税の第2期分の納付
個人事業税の第2期分の納付

平成23年度の年末調整について

まもなく年末調整、確定申告の時期になります。扶養控除や同居特別障害者加算について、税制改正がありました。

■扶養控除の見直し

扶養控除について次の改正が行われました。

- ・年齢16歳未満の扶養親族（以下「年少扶養親族」といいます。）に対する扶養控除が廃止されました。これに伴い、扶養控除の対象が、年齢16歳以上の扶養親族（以下「控除対象親族」といいます。）とすることとされました。
- ・年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ分（25万円）が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は38万円とすることとされました。
これに伴い特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されました。
- ・源泉徴収税額表においては控除対象配偶者、控除対象扶養親族の人数（扶養親族等の数）に応じて税額を算出することとされました。

■同居特別障害者加算の特例措置の改組

同居特別障害者加算の特例措置が改組されました。

- ・年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、同居特別障害者に対する障害者控除の額を1人につき75万円（特別障害者である場合の障害者控除40万円に35万円を加算した額）とする制度に改められました。
- ・給与等に対する源泉徴収税額は、年少扶養親族が障害者（特別障害者を含みます。）又は、同居特別障害者に該当するときは、従前通り、これらの一に該当するごとに扶養親族の数に1人を加算します。

（注）年少扶養親族の人数については扶養親族の数に加えないことになります。

【年齢別の扶養控除額等】

年 齢	区 分	控除額	控除対象扶養親族	扶養親族
～ 15歳	年少扶養親族	0円		
16歳 ～ 18歳	一般の控除対象扶養親族	38万円		
19歳 ～ 22歳	特定扶養親族	63万円		
23歳 ～ 69歳	一般の控除対象扶養親族	38万円		
70歳 ～	老人扶養親族（同居老親等以外）	48万円		
	老人扶養親族（同居老親等）	58万円		

【改正後の扶養控除額等】

	区 分	控除額
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	38万円
	老人控除対象配偶者	48万円
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	38万円
	特定扶養親族	63万円
	老人扶養親族（同居老親等以外）	48万円
	老人扶養親族（同居老親等）	58万円
障害者控除	一般の障害者	27万円
	特別障害者	40万円
	同居特別障害者	75万円

※ 部分が改正された項目です。

※ 障害者控除は扶養親族が年少扶養親族の場合においても適用されます。

